



Title	戦後日米関係と情報協力の模索 一一九四五年一一九六〇年
Author(s)	小島, 吉之
Citation	大阪大学, 2019, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/72442
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名(小島吉之)	
論文題名	戦後日米関係と情報協力の模索 一九四五年一九六〇年
<p>情報協力とは何か。もっとも分かりやすいのは外交ルートを通じて相手国が求める情報を提供し合うことである。とくに自国が相手国と同盟関係であるとき、情報協力の幅は大きく拡がる。戦略的な情報の共有や軍事技術に関する機密情報の提供、さらに合同軍事演習や人員訓練なども広い意味で情報協力に含まれることがある。</p> <p>これらの情報協力に欠かせないのが組織としての体制整備、すなわちカウンターパートの存在と情報漏洩を防ぐ仕組み、すなわち秘密保護体制の整備である。この二つの条件がそろうことによって国家間の情報協力は円滑になり、安全保障協力も発展するのである。</p> <p>戦後米国は、冷戦下における東アジアの情報拠点として日本を位置づけ、対ソ情報収集の面での協力を求めた。一方、日本は米国からの兵器供与を通じて軍事技術に関する機密情報を受け、防衛力強化に努めるとともに、政府間での情報共有のレベルを高めることで米国との相互防衛体制に向けた基盤づくりを進めようとした。戦後初期において日米両国は、このようにそれぞれの強みを生かした情報を提供し、協力し合うことによって、日本の安全と東アジアの平和に貢献する役割を果たそうとしたのである。</p> <p>だが戦後日米の情報協力は、必ずしも円滑なものではなかった。その原因は何だったのか。本論文は以下の構成にしたがって、戦後初期において日米両国との情報協力がどのように模索されたのかを検討するとともに、この問題を問うものである。</p> <p>第一章では、米国が第二次世界大戦後、ソ連との冷戦に影響を受けながら情報体制の再編を進めるとともに、米国とその同盟国・友好国との間で情報協力の関係を構築し、ソ連への「封じ込め」を展開するための「対ソ情報網」を形成するプロセスについて明らかにする。</p> <p>第二章では、日本が米国にとって東アジアの情報拠点として位置づけられるなか、吉田茂が一九五二年秋、対米情報協力の一環として進めようとした「新情報機関」構想に焦点を当て、その構想が結果として挫折に終わった原因を論じる。とくに構想づくりに関わった緒方竹虎と辰巳栄一を取り上げ、彼らの情報への取り組みについて検討する。</p> <p>第三章では、日本の再軍備に関連して一九五四年六月、制定されたMSA秘密保護法を取り上げ、その制定に至る過程と同法の意義に関して、米国からの兵器供与とともに機密情報の提供と日本の対応という面から検討し、その政治的なプロセスについても合わせて議論する。</p> <p>第四章では、岸信介内閣のもとで国会への提出が見込まれていた防諜法案に注目し、それが日米安保条約の改定を目指す岸のビジョンのなかで、どのように位置づけられていたのかを検討する。そのなかで防諜法案の意義についても明らかにし、それが結局、未提出で終わったことで岸内閣以降、日本の秘密保護体制に見られる不備が温存されることになったと指摘する。</p> <p>以上を踏まえて結論では、論文全体を振り返った上で、戦後日米間の情報協力を妨げた要因として日本側におけるカウンターパートの不在、および秘密保護法制の不備を挙げ、それがなぜ発生し、いかに戦後日米間の情報協力を妨げたかを論じる。</p>	

論文審査の結果の要旨及び担当者

	氏名(小島吉之)	
	(職)	氏名
論文審査担当者	主査 副査 副査	教授 教授 准教授
		坂元一哉 瀧口剛 高橋慶吉

論文審査の結果の要旨

2019（平成31）年1月17日17時より論文審査を行ったが、小島吉之氏提出の博士学位請求論文「戦後日米関係と情報協力—一九四五年—一九六〇年」は審査担当者全員一致で博士（法学）を授与するのにふさわしい論文であると判断した。

戦後における日米の安全保障協力は、本来、その協力の中核であるべき情報協力が円滑に発展せず、そのことが両国の安全保障協力全体の発展にとって小さくない障害になった。本論文はこうした見解にたったうえで、戦後初期における日米間の情報協力の模索の歴史を、主として日本側の組織の問題（情報交換を行うカウンターパートの問題）、また法制度の問題（秘密保護法制の問題）の2つに焦点を合わせながら描く論文である。小島氏は日米の政府文書や新聞資料、既存の研究やジャーナリズムの成果を涉獵し、それらを手際よく分析して、戦後の日本が民主政治の脆弱性や国民の軍事アレルギー、戦前の情報統制に対する反感、また官僚間の縛り意識などもあって、米国との情報交換を公式に行う組織の整備にも、また米国との情報交換の前提となる秘密保護法制の整備にも失敗した過程を明らかにする。小島氏はこの2つの失敗がその後、日米情報協力が円滑に進まず、あっても限定的かつ非公式なかたちに頼るものになった原因と論じている。

第1章では、米国が第二次世界大戦後、戦時中の情報機関であるOSSを解体し、情報体制の再編をはかった後、ソ連との冷戦開始を受けてCIAの創設など情報体制の再々編を行った過程が分析されている。

米国は、ソ連「封じ込め」の一環として、同盟国・友好国との間で、戦略情報の共有や軍事技術に関する機密情報の提供などの情報協力をを行い、ソ連封じ込めのための「対ソ情報網」の形成につとめていくことになる。この点、小島氏は、米国に対する期待が小さくなかったことを明らかにする。日本にはソ連と共産主義に関する旧日本軍の情報資産があったうえに、ソ連の周辺に位置するその地理的特性から東アジアにおける米国情報拠点になりうるからだった。

第2章では、日本が東アジアの情報拠点としての役割を期待されるなか、吉田茂が1952年、対米情報協力の一環として進めようとした「新情報機関」構想の挫折が論じられている。日米の安全保障協力を積極的に推進したいが再軍備には積極的ではない吉田にとって、情報協力は日米協力の格好の分野になるべきものだった。

だが吉田の構想は不完全なかたちで終わる。小島氏はその原因として吉田が「新情報機関」構想を練るように依頼した二人の人物、すなわち緒方竹虎と辰巳栄一の間で、この機関をいかなる機関にするかのイメージが一致していないかったことを挙げている。新機関をおもに外国放送の受信を行う組織にするのか、それとも諜報や工作活動も行う組織にするのか、はっきりしていなかったのである。そしてはっきりしないうちに構想がリークされてしまい。戦前回帰をおそれるマスコミ、野党などの反発、また対外活動に関する省益を奪われるかもしれないとする外務省の反発などから骨抜きになり、結局、既存の内閣調査室の予算と人員を多少拡大するというだけのものになった。小島氏はこの挫折のためにその後の日米の情報協力は組織的でない非公式なかたちでの情報交換に頼るものとなり、それゆえの限界を持つものになったと論じる。

第3章では、日米の情報協力推進のため、日本にCIAのカウンターパートになるような組織をつくることには失敗した吉田が、情報協力の前提となる秘密保護法制については、MSA秘密保護法（1954年）の制定という形で部分的にその構築に成功した経緯について論じている。

これは再軍備のためにMSA援助を通じて米国の軍事援助を受ける日本が、米国が日本に供与した兵器に含まれる

軍事機密を保護するための法律である。この法律の法案は野党・マスコミの激しい反対に合い、吉田は厳しい国会運営を迫られたが、何とか法案通過に成功した。小島氏はそのことについての吉田の指導力を評価している。戦後の日本は米国とは違い戦前の秘密保護法制をすべて撤廃していて、このM S A秘密保護法が戦後はじめての本格的な秘密保護法制になった。

この章ではM S A秘密保護法の内容について詳しい説明がなされるとともに、戦前との比較もまじえながら、秘密保護法制一般について読者の理解を深める解説がなされており、論文の学問的価値を高めている。

第4章では、ソ連の人工衛星スプートニク打ち上げ（1957年）以後、兵器の高度化に対応して米国からの最新銃兵器供給をさらに円滑にするために、また日米の安全保障協力の相互性を高めるための戦略情報の共有のためにも、秘密保護法制の強化が必要になった経緯が説明されている。そしてその強化ために岸信介首相が成立に意欲を持っていた「防諜法案」の国会提出がなぜ挫折したのかを論じている。

小島氏はこの章で安保改定をめざす岸のビジョンとこの秘密保護法制強化案の関係を論じているが、これは安保改定の研究史に新しい視点を提供するものである。よく知られているように安保改定によって在日米軍の装備や配置、また作戦行動などが両政府の事前協議の対象になった。だが小島氏が主張するように、その制度を実質的に意味のあるかたちで運用するためには、米国が日本に提供する戦略情報の保護が必要で、それなしに制度をつくっても十全に機能することにはならない。実際、事前協議にはさまざまな不透明さがつきまとい、日米の安全保障協力発展の足を引きずったが、その背景には日本における秘密保護法制の弱さという要因もあった。

以上、本論文は戦後、安保条約改定までの日米の情報協力模索の歴史を、主として米国におけるC I Aの設立、吉田茂の「新情報機関」構想、M S A秘密保護法制定、岸信介の「防諜法案」の挫折という4つのトピックを論じながら、総合的に解明し、評価しようとする試みである。これまでにない視点を提示する研究であり、膨大な資料を使った労作である。

もちろんまだ改良の余地はある。たとえば、米国的情報機関（C I A）や秘密保護法制のありようは、そもそも日本にとって手本になるものだったのかどうかという問題。またそのことにも関係するが小島氏自身も関心を持っていると民主主義と秘密保護に関する理論的な問題などである。

それでもこの論文が戦後日米関係史の研究水準を引きあげる優れた研究であるのは間違いないし、論文審査の過程において小島氏は、上記のような問題について今後取り組むことができる十分な知識と意欲を持っていることを示した。研究の今後の発展が大いに期待できる。

審査員は全員一致でこの論文が大阪大学博士（法学）の授与に十分に値する業績と判断した。

なお、剽窃確認ツールを用いて本論文に剽窃がないことを確認している。